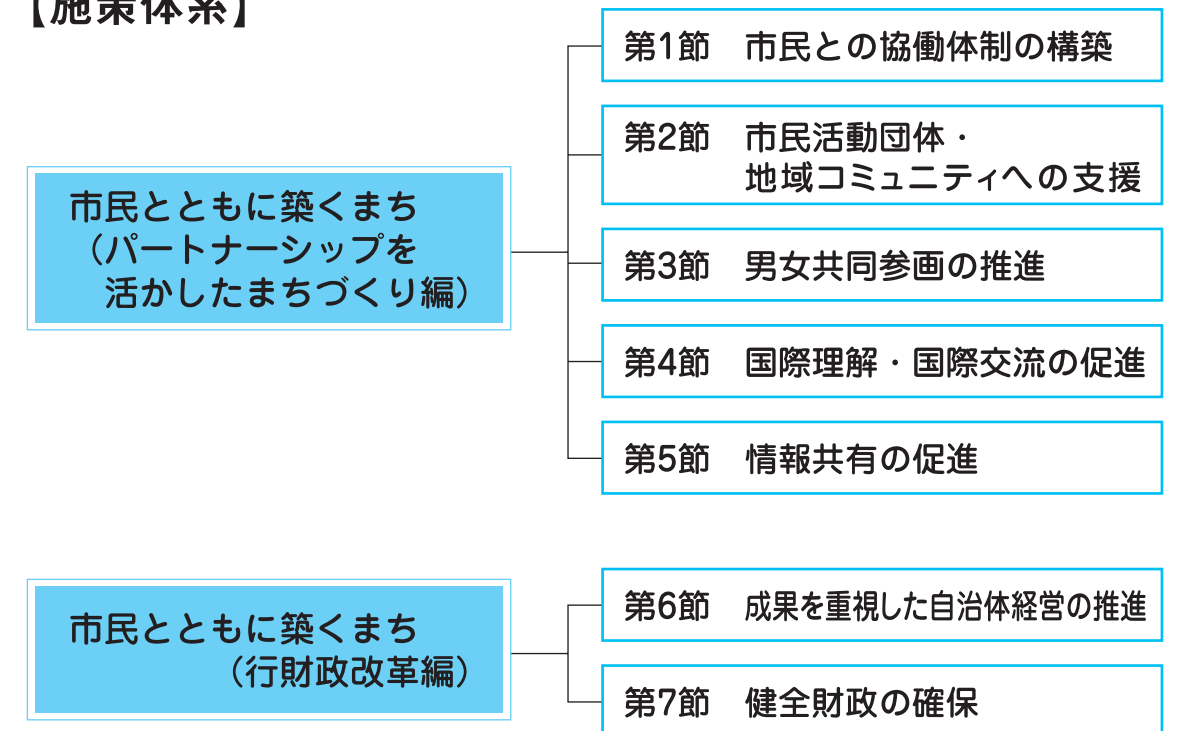
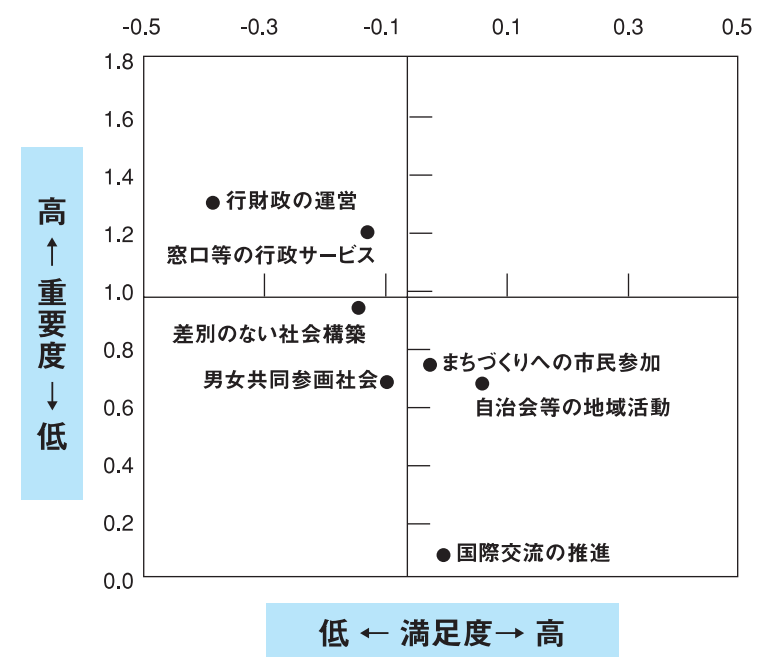


【第6章】 市民とともに築くまち（市民参画・行財政）

【施策体系】



市民意識調査における各施策の満足度と重要度



※グラフの見方は40ページを参照ください。

第1節 市民との協働体制の構築

■ 現況と課題

近年、多様化・複雑化が進む市民ニーズや地域の課題に対し、行政主導で解決を図ることの限界が指摘されています。こうした中、まちづくりの主体としての市民や、コミュニティ組織の核となる自治会、NPOをはじめとする市民団体、事業者が果たす役割に注目が集まっています。

本市ではこれまで、市民や市民団体などとともに各種計画づくりや地域の課題解決に取り組んできました。今後もこうした取り組みをさらに発展させ、市内の多様な主体が、お互いに対等なパートナーであることを認め合い、共通の目標のもと、それぞれの特性を発揮し、ともに活動する協働の視点に立ち、まちづくりを活性化させていくことが求められています。

本市における市民との協働の主な取り組み

事例	取り組み内容
自主防災組織の結成、運営	市の人的支援や財政的支援のもと、市内各地で自治会を中心に自主防災組織が結成され、大災害に備えた役割分担や訓練などを行い、市との連絡・協力の窓口として、重要な役割を果たしています。
地域の防犯パトロール	地域で子どもたちの安全を守るため、まちづくり協議会やPTAが小中学校の通学路などのパトロールに取り組んでいます。
農業施設の維持管理	農地・水・環境保全向上対策などの参加取り組みを通じて、農家だけでなく地域全体で農業用施設の維持管理や地域コミュニティの醸成を推進しています。
地域に学ぶ総合的な学習	地域の人たちが小中学校の総合的な学習の講師として指導を行ったり、事業所の協力のもと職場体験学習を行うなど、地域に根ざした子どもたちの育成に取り組んでいます。
健康増進・介護予防	生活習慣病・介護予防のための「健康増進・介護予防体操」の普及のために、ボランティア団体が地域に出張し、指導を行っています。
ボランティアサポートプログラム活動	道路や河川の管理者とボランティア団体が協定を結び、管理者が必要な用具などを支給して、団体が道路や河川の清掃や植栽管理、除草などの活動を行っています。
まちづくり住民会議（100人委員会）	約100名の公募市民で構成する委員会が、市の総合計画についてワークショップ方式で検討を行い、提案を行いました。

■ 基本方針

- 市民や市民団体などがまちづくりに果たす役割を明らかにし、協働の枠組みを構築します。
- 市民や市民団体など、まちづくりに関わるさまざまな主体が対等な立場で、地域の課題や目標を共有できる機会の創出に努めます。

■ 施策の展開

1. 協働の仕組みづくり

まちづくりにおいて基本となる方針やルールづくりを進め、多様化する住民ニーズに即応し、地域の政策課題を素早く解決できる、市民と地域の力を活かした協働のまちづくりの枠組みを構築します。

2. 役割分担の明確化

市民、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体、企業などのさまざまな主体が相互に補完、協力し、まちづくりを進めるため、多様な主体と行政との関係、役割分担や負担の明確化に努めます。

3. 市民の参画・協働の機会の確保

市民参画と協働に関わるさまざまな情報を多様な手段によって市民に提供し、共有化を図りながら市民のまちづくりへの意識向上に努めるとともに、審議会・委員会委員の公募の推進などを通じて市民が参画・協働しやすい環境づくりを進めます。

また、市民との協働により、新市一体化を促進するための新たな市民イベントの創出を推進します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
(仮称)まちづくり基本条例の制定	・市民主体の活力あるまちづくりを目指すための条例制定の推進
市政への市民参画の促進	・審議会・委員会委員の公募の推進と計画段階からの市民を交えたワークショップなどの活用

第2節 市民活動団体・地域コミュニティへの支援

■ 現況と課題

＜＜市民活動＞＞

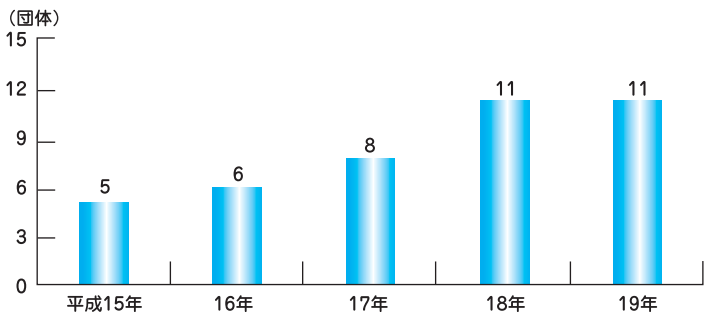
本市では、NPOなど市民が主体となったまちづくり活動への支援を行うとともに、ボランティア活動の振興を図ってきました。本市のNPO法人は平成18年において11団体となっていますが、今後はさらに団体数が増えることが期待されます。また、ボランティア活動については、団体、活動者ともに平成16年まで順調に増加を続けていましたが、近年は増加に歯止めがかかる傾向にあることから、より一層の活性化を図ることが求められます。

＜＜地域コミュニティ＞＞

地域コミュニティは、自治会など主に地縁を基盤とした組織によって支えられ、住民自治の最小単位として、防犯、防災、福祉などにおいて重要な役割を担っています。本市では、これまで自治会に対する支援や市民活動支援などを実施してきたほか、自治会の単位では対応が難しいと考えられる課題や問題を解決していくため、市内全域で13のまちづくり協議会が設立され、市民が主体的に地域づくりに参画できる環境の整備が進められてきました。しかし、いずれのまちづくり協議会もまだ設立から間がないため、さまざまな問題も浮かび上がっており、これらの問題について協議会と行政が一緒になって解決を図っていく必要があります。

また、近年は、こうした地域コミュニティの連帯感が希薄になる傾向があることから、活動の活性化を図り、市民活力・地域活力を最大限に活かしたまちづくりを進めるため、今後とも市民活動団体、地域コミュニティの育成を支援していく必要があります。

NPO法人数の推移



資料：NPO法人一覧表

■ 基本方針

- NPOなどの市民活動団体の活動や人材・組織の育成を支援します。
- まちづくり協議会をはじめとする地域コミュニティ活動への市民の積極的な参加を促し、地域の活性化を図ります。

■ 施策の展開

1. 市民活動団体の支援

NPOなどの市民活動団体の活動を人材育成や財政面、情報提供などにおいて支援するとともに、市民活動団体が公共サービスを担える仕組みづくりを推進します。

また、ボランティア活動などについての団体間の情報共有、連絡調整や市民への広報活動などを支援します。

2. 地域コミュニティの育成

地域コミュニティ活動が活発となるよう意識啓発を行うとともに、まちづくり協議会、自治会の主体性を尊重した支援を行います。また、まちづくり協議会などが地域で積極的に活動できるよう、団体間の情報交換の緊密化を図ります。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
NPO活動への支援	・行政と協働のまちづくりを進める団体が行う公益的な市民活動に対する助成
まちづくり協議会の活動支援	・まちづくり協議会への支援と団体間の情報交流の促進
地域コミュニティ意識の啓発	・まちづくり協議会やNPOなどの市民活動団体への情報提供と市民意識の啓発

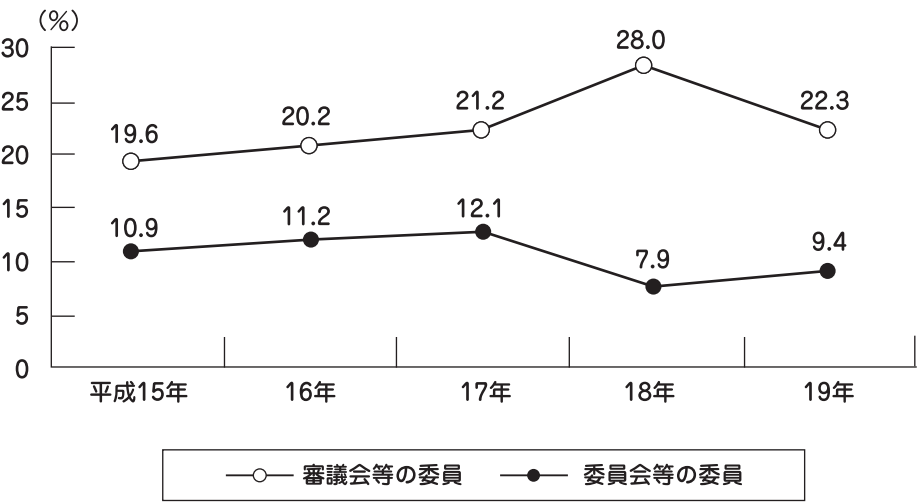
第3節 男女共同参画の推進

■ 現況と課題

本市では、平成19年3月に「燕市男女共同参画推進プラン」を策定し、市民への情報提供や意識啓発に努めるとともに、市民団体などとの協働により、家庭や職場、地域などあらゆる分野において男女の対等な関係の構築に向けて取り組んできました。しかし、依然として男女共同参画社会の実現には「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担などを背景にした課題が残されていることから、男女がお互いの性別にとらわれることなく、相互の人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていくことができるよう、引き続き意識啓発や教育を行っていく必要があります。

また近年では、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やドメスティック・バイオオレンス（配偶者や恋人などから受ける暴力）などの行為が男女共同参画社会を阻害する大きな社会問題となっており、その根絶に向けた支援策も求められています。

審議会、委員会での女性委員の割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況（市(区)町村編）

※平成18年：市町村における男女平等社会の形成に
関する施策の推進状況

■ 基本方針

- 男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発・教育を推進します。
- あらゆる分野における女性の参画を促進します。

■ 施策の展開

1. 啓発活動の充実と推進体制の整備

男女共同参画に対する市民の理解度を高めるため、啓発事業や研修事業、情報提供などを行います。また、関連する活動団体への支援や相談窓口の設置、人権擁護委員などの関係機関との連携強化を推進します。

2. 女性の社会参画の促進

家庭、職場、地域などあらゆる分野における男女共同参画を促進するため、関係機関への働きかけや審議会などへの女性委員の登用、政策の決定過程における女性の参画を推進します。

また、本市の男女共同参画に対する取り組みの方向性を表す指針として、男女共同参画推進条例の制定に向けた取り組みを進めます。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
男女共同参画に関する意識啓発	・つばめ「女と男」ふれ愛フェスタ、男女共同参画講座・講演会の開催
相談体制の充実	・男女共同参画に関する相談窓口の設置
政策方針決定過程への女性参画の拡大	・審議会・委員会などへの女性登用の推進
男女共同参画推進条例の制定に向けた機運の醸成	・条例の制定に向けた市民への理解促進と意識づくりの推進

第4節 国際理解・国際交流の促進

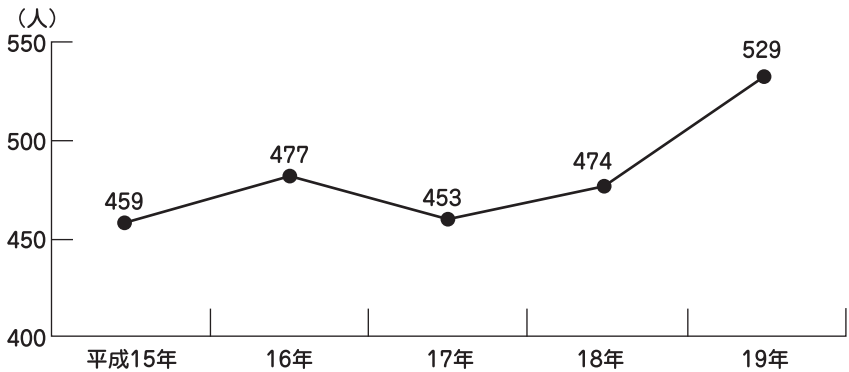
■ 現況と課題

グローバル化の進展により、国や地域のボーダレス化⁴⁸が進んでおり、地方においても国際化への対応は重要な課題となっています。本市における外国人登録者数は、平成19年3月末において458人で、増減はあるものの長期的には横ばいとなっており、人口に占める割合は0.5%程度にとどまっています。

しかし、経済活動のグローバル化などにより、今後訪れる外国人は増加することも想定されることから、サービスなどの面において外国人にも利用しやすい対策を講じるとともに、交流やふれあいを通じて文化や生活に対する理解を深め、相互の信頼関係を構築していく必要があります。また、市民活動団体などとの連携により、異文化交流や外国籍市民が安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

また、本市では、合併前からオーストラリアへの中学生派遣を行うとともに、姉妹都市として交流してきたアメリカ合衆国のシェボーガン市、ダンディ村と合併後改めて姉妹都市提携を締結し、青少年派遣などを通じた交流を推進してきました。こうした交流を民間レベルでの市民交流へも展開することで、それぞれの地域活性化につながることが期待されており、今後とも相互交流を進めていく必要があります。

外国人登録者数の推移



資料：外国人登録年報

■ 基本方針

- 市民が国際的な視野をもって、異なる文化や価値観に対する理解と親しみを持てるよう、市民の国際理解を促進します。
- 姉妹都市との交流を図り、地域の活性化につなげます。

⁴⁸ボーダレス化:境界や垣根がなくなることを指します。

■ 施策の展開

1. 国際理解の促進

外国籍市民や訪れる外国人などのニーズに対応した情報を提供できるよう、外国語を用いた多様な媒体による情報提供の充実に努めます。また、国際交流協会をはじめとする市民活動団体が行う交流イベントや国際理解講座などの各種事業を支援します。

2. 国際交流の推進

姉妹都市との青少年の相互派遣をはじめとする交流や中学生の海外派遣を通じて、次代を担う人材の育成を推進するとともに、市の活性化に資する海外との交流の拡大に努めます。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
異文化交流の促進	・燕市国際交流協会や市民活動団体との連携と協力による異文化交流事業や国際理解講座の実施
姉妹都市などとの交流の推進	・姉妹都市シェボーガン市とダンディ村との青少年交流の推進 ・海外への中学生派遣の推進

第5節 情報共有の促進

■ 現況と課題

＜＜広報・広聴＞＞

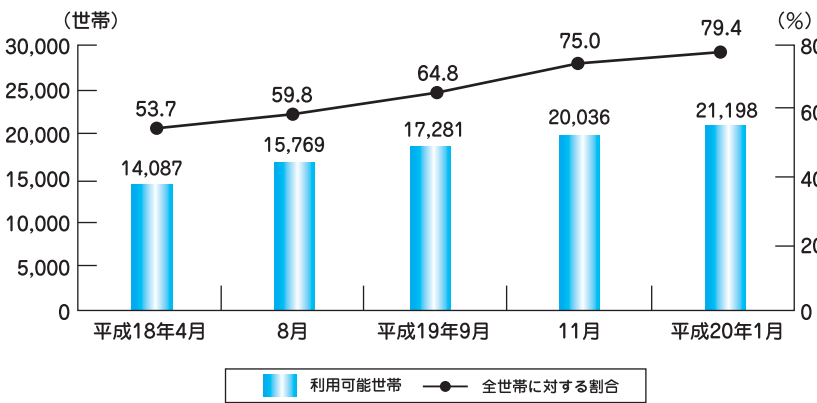
市民と行政が協働によりまちづくりを進めるうえでは、双方が情報の共有化を一層進め、共通の理解のもとに取り組むことが重要です。本市では、広報紙やホームページなどを活用した広報活動に取り組んできましたが、コミュニティFMなどの媒体を含め、それぞれの特性に応じた広報を行うことにより、市民が必要とする情報や行政が伝えなければならない情報をより的確に伝えていく必要があります。

また、情報を提供するだけでなく、市民のニーズを的確に市政に反映させていくことが重要であることから、市民の意見、提案、要望などを積極的に受け入れる体制づくりがこれまで以上に求められています。

＜＜情報化＞＞

一方、今日のICT(情報通信技術)の急速な進展は、市民生活のあらゆる分野に影響を及ぼし、社会構造に大きな変革をもたらしており、インターネットや携帯電話などの目覚ましい普及により、情報機器は市民生活に欠かせないものになりつつあります。市内においては、民間事業者によるこれらの情報通信基盤の整備が進められつつありますが、採算性などの問題から地域間で情報通信格差が生じていることから、格差解消のための基盤整備に対して積極的な働きかけが必要です。さらに、行政においては、市民や事業者がいつでもどこでも、安全に簡単に行政サービスを利用することができるように、電子自治体の構築にも取り組んでいく必要があります。

光ファイバーインターネット利用可能世帯数の推移



資料：企画政策課

■ 基本方針

- さまざまな情報媒体を通じて、市政に関する情報を的確に分かりやすく提供し、積極的な情報公開に努めます。
- 市民の声が市政により反映できる広聴制度の充実を図ります。
- 情報技術を活用した行政サービスの向上と効率化を図るとともに、誰もが情報を活用できる環境づくりを進めます。

■ 施策の展開

1. 情報提供・情報公開の充実

市民に開かれた市政運営を推進するため、広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどのそれぞれの広報手段の特性を活かした、市民への分かりやすい情報提供に努め、広報機能の充実を図るとともに、個人情報保護制度の厳正な運用を進めながら、情報公開の充実を図ります。

2. 広聴制度の充実

市民意識調査の定期的実施や市民との懇談会の開催などを通じて市民ニーズの把握に努めるとともに、政策形成過程におけるパブリックコメント（市民からの意見公募）の実施などにより、市民からの意見を市政へ反映させるよう取り組みます。

3. 地域情報化の推進

情報化推進計画を策定し、市内全域で誰もが簡単にICTを利用できる環境の実現に向けて、関係事業者などの協力を得ながら情報通信基盤の整備を促進します。

また、行政サービスの向上と行政事務の効率化という視点に立って、情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底を図りながら、電子自治体の構築に向けた取り組みを進めます。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
広報機能の充実	・広報紙の充実と双方向の特性を活かしたホームページの充実
情報化推進計画の策定	・情報化施策を総合的に推進するための指針となる情報化推進計画の策定
電子自治体の推進	・情報セキュリティの強化 ・インターネットを活用した電子申請などの行政サービスの充実 ・旧3市町別になっている地図・道路台帳などの統合と電子化および統合型地理情報システムの導入推進
高速情報通信基盤の市域における均一化	・市全域のインターネット環境を高速化するための官・民連携による光ケーブルの誘致活動の推進

第6節 成果を重視した自治体経営の推進

■ 現況と課題

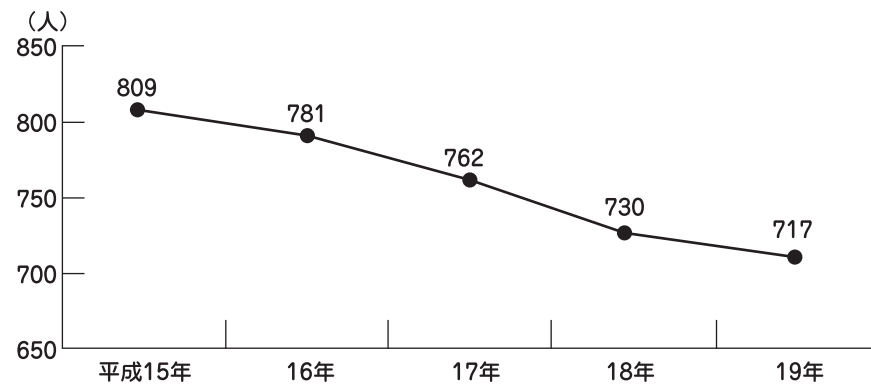
本市では、平成18年度に総務省が示した新たな指針に基づく「集中改革プラン」を、平成19年度に「燕市行政改革大綱」と同実施計画を策定し、徹底した行政改革に取り組んでいるところ。しかし、「市民意識調査」では、「行財政の運営」についての満足度は9.2%と、他の施策に比較して低く、行財政改革は市民が納得できる水準にはなっていないことがうかがえます。

限られた財源を有効に使い、効果的にまちづくりを進めるには、成果を重視し、経営戦略を明確にして、自治体経営を行っていく必要があります。

同時に、従来行政が担ってきた公共サービスについて市民と行政の役割分担を再検討し、行政が行うべきサービスの見直しを図り、自治体経営の合理化を進め、経費を節減しながら、受益者であり、納税者である市民の視点に立ってサービスの質の向上を図っていくことが求められています。

また、パートナーシップを活かしたまちづくりや経費節減の観点から、民間委託や指定管理者制度、PFI⁴⁹などの活用をさらに進め、最小の経費で最大の効果をあげるとともに、受益者負担のあり方も見直していく必要があります。

職員数の推移



資料：人事秘書課

■ 基本方針

- 成果を重視し、自治体の経営戦略を明確化します。
- 市民の視点に立って、行政サービスのあり方の見直しを行います。
- 組織機構や人事制度の見直しを行い、市民満足度の高い市政運営を目指します。

■ 施策の展開

1. 経営資源の選択と集中

市民の視点に立って行政改革を推進し、行政評価の継続的な実施により限られた経営資源（人・物・金・情報）を効率的に投入し、最小の経費で最大の効果が発揮される自治体経営を進めます。

2. 行政サービスの抜本的な見直し

従来の行政主導のサービス提供から脱却して、公共サービスに対する行政と民間のあるべき関わり方を再検討し、民間活力や市民、地域と協働した公共サービスの実現とサービスの質の向上を目指して、事務・事業の整理、統合を含めた行政サービスの抜本的な見直しを行います。

また、市民の利便性の向上を図るため、各種手続、証明書の交付などの窓口のワンストップ化⁵⁰に取り組みます。さらに、分庁舎方式での不便を解消し、利用者の満足度を高めるための業務改善を進めるとともに、市民が利用しやすく行政効率の高い市庁舎の整備を進めます。

3. 職員の育成と組織の効率化

行政課題や市民ニーズの多様化、社会環境の変化に対応するため、職員の能力開発と意識改革を図るとともに、行政機能を十分に発揮でき、市民に分かりやすい機能的で簡素な組織づくりを進めます。

4. 広域行政の推進

広域的な地域課題に対応し、効率的な行政運営を図るため、共通の資源や方向性を持つ近隣市町村との連携を強化し、広域行政を推進します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
行政評価システムの確立	・行政評価の適切な実施と、その結果の経営戦略への反映、予算や人員などの最適配分への活用
納税、納付窓口の拡大	・市税や使用料のコンビニエンス・ストアでの収納やクレジットカード納付などの導入の検討
民間活力の導入	・指定管理者制度の導入拡大 ・PFI、市場化テスト ⁵¹ などを取り入れる仕組みづくりの推進
組織機構の活性化	・行政課題に対応した組織機構の見直しと事業担当部署の責任と権限の明確化による庁内分権の推進
職員の能力向上と定員管理	・職員の意識改革、人材育成基本方針に基づく職員の能力開発 ・定員管理の適正化（職員数削減）の推進
新庁舎の建設	・分散している本庁組織の統合による行政の効率化を図るための新庁舎の建設

⁴⁹PFI:官民の適切なリスク分担のもとに、公共事業に民間資金を取り入れる手法のことで、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、より効率的で効果的に公共サービスを提供します。

⁵⁰ワンストップ化:1つの窓口のみで必要な手続きができるようにすることを言います。
⁵¹市場化テスト:公共サービスの提供主体となることについて、行政と民間が対等な立場で費用やサービス水準を競い、決定することを言います。

第7節 健全財政の確保

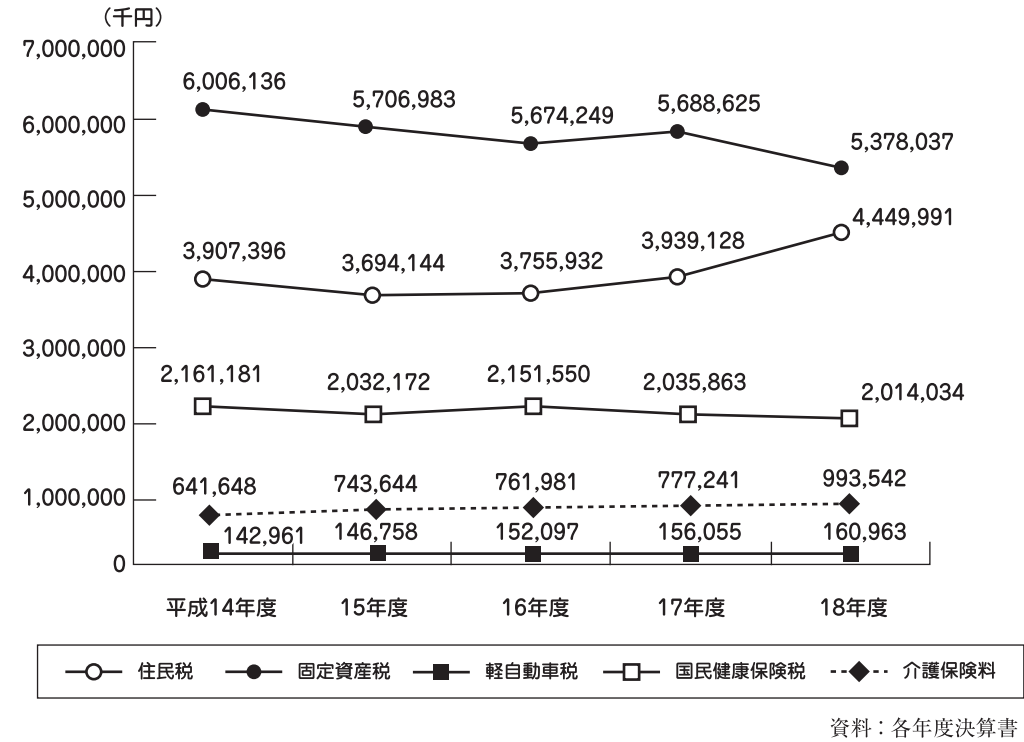
■ 現況と課題

地方分権が進む中、本市においても自主・自立の考え方に即して、財政予測を的確に捉えた財政運営を行っていく必要があります。

本市は、合併効果を最大限に発揮するため、新たに行政改革大綱を定めるとともに、その実施計画に沿って行財政の合理化を進めています。税源移譲が不十分なままでの三位一体の改革や権限移譲の影響により、市の財政負担の増大が予想されることから、財政基盤の強化には依然として課題があります。このため、総合計画と整合を図りながら財政計画を策定し、それに基づいた計画的な財政支出により、財政状況を健全に維持していかねばなりません。

また、税金などの収納率の維持・向上に向けて、県税務専門員の短期派遣や徴税嘱託員の増員などにより、市税などの徴収体制の強化を進めてきたところですが、所得税から個人住民税への税源移譲により、市税総額が増加することから、自主財源である市税収入の確保に対し、一層の努力が求められます。

税目等別収入済額の推移



■ 基本方針

- 財政計画に基づき、計画的な財政運営を行います。
- 市税などの収納率の向上などにより、自主財源の確保に努めます。

■ 施策の展開

1. 計画的な財政運営

総合計画との整合性を図りながら財政計画を策定し、計画に基づき健全な財政運営を行います。

2. 財源の確保と財政情報の公表

自主財源の安定的確保を図るため、徴収体制の強化により市税などの収納率の向上を図るとともに、遊休資産⁵²の売却についても引き続き取り組み、自主財源の確保に努めます。

また、市の財政情報を正確かつ分かりやすく市民や議会に開示し、行財政運営における課題を明確にしながら、行財政改革につなげていくことが重要になっていることから、財務諸表の公表を推進します。

■ 主な取り組み

取り組み	取り組みの概要
徹底した歳出の節減	・事務事業の見直しや民間活力の活用などによる歳出節減の徹底
収納率の向上	・住民税の普通徴収から特別徴収への切り替え奨励 ・口座振替の推進
新たな財源の創出	・有料広告の導入推進と目的税 ⁵³ などの導入の検討
財政情報の公表	・貸借対照表（バランスシート）や行政コスト計算書など財務諸表4表の公表

⁵²遊休資産:使用目的があって取得したもの、何らかの理由で有効に活用されていない資産を指します。
⁵³目的税:使い道が決められて徴収される税金で、都市計画税や入湯税などがあります。